

議会運営委員会 会議録

日 時 令和4年8月26日（金曜日）

午前10時00分開会、午前11時20分閉会

場 所 第1委員会室

日 程

(1) 令和4年第4回（12月）定例会の日程（案）について

(2) 令和4年第3回（9月）定例会の運営について

① 日程について

② 上程される議案等について

ア 報告 6件

イ 条例 4件

ウ 補正予算（先議議案） 1件

エ 補正予算 6件

オ 契約・財産の取得 8件

カ 市道の認定等 1件

キ 人事（最終日提出） 1件

ク 諮問（最終日提出） 1件

コ 認定 3件

③ 請願・陳情について

④ 生産資材高騰対策にかかる緊急要請について

⑤ 各種委員会委員の選出について

【土浦市民生委員推薦会委員（選出すべき人数 2名）】

・委員の任期 令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

・従来の選出方法 文教厚生委員会から2名選出

(3) TX土浦延伸の誘致に関する調査特別委員会の旅費について

(4) オンラインによる委員会開催について

(5) その他

出席委員（7名）

委員長 海老原 一郎

副委員長 平石 勝司

委員 篠塚 昌毅

委員 鈴木 一彦

委員 下村 壽郎

委員 今野 貴子
委員 勝田 達也

欠席委員（0名）

その他出席した者

議長 小坂 博
副議長 塚原 圭二

説明のため出席した者（5名）

副市長 東郷 和男
副市長 栗原 正夫
市長公室長 川村 正明
財政課長 山口 正通
財政課財政係長 小神野 昭博

事務局職員出席者

局長 塚本 隆行
次長 天貝 健一
次長補佐 小野 聡
主任 津久井 麻美子
主幹 鈴木 優大

傍聴者（0名）

○海老原委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありませんね。

（「ありません」との声あり）

○海老原委員長 では、議長から御挨拶願います。

○小坂議長 本日令和4年第3回の定例会についてとなりますのでよろしくお願いいたします。

○海老原委員長 それでは、早速、協議事項に入ります。協議事項1 令和4年第4回12月定例会の日程案について、協議をお願いします。執行部から説明をお願いします。

○東郷副市長 令和4年第4回定例会の日程案でございます。12月6日火曜日開会、12月23日金曜日を最終日の会期でお願いしたいということでございます。

○海老原委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、第4回定例会の日程については、執行部説明のとおりいたします。次に、協議事項2令和4年第3回9月定例会の運営についての協議をお願いします。執行部から日程について説明をお願いします。

○東郷副市長 令和4年第3回定例会の日程案でございます。9月6日火曜日開会、9月30日最終日の会期でお願いしたいと思います。それから9月6日の初日にコロナワクチン接種体制の確保のために、初日に先議をお願いしたいということでございまして、現在9月30日までの接種体制の予算をいただいておりますけど、年度末の令和5年3月31日まで接種を伸ばすということで先議をお願いしたいということでございます。それから全協なんですけど9月6日初日に全協をお願いしたいということで、内容につきましては令和3年度決算の認定について。それから令和3年度決算に関わる健全化判断比率について。それからコロナワクチン接種状況のについて。それから令和3年度都市開発決算状況のについてにて全協をお願いしたいということでございます。それから一般質問の最終日に全協をお願いして、最終日に人事案件の説明をさせていただきたいということで、案件につきましては教育長の任命の同意について。それから人権擁護委員候補者の推薦についての2件でございます。それから最終日につきましては全協の案件はございませんけど、途中で入った場合にはお願いしたいということでございます。以上です。

○海老原委員長 6日と14日の全協の時間は。

○東郷副市長 初日は案件が多いので9時半にお願いしたいということと、中日につきましては9時45分からでお願いできればと思っております。よろしくお願いたします。

○海老原委員長 ただ今の件で何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、上程される議案等の説明をお願いします。まず、報告について、執行部から説明をお願いします。

○川村市長公室長 第3回定例会の議案等概要につきまして、御説明いたします。サイドブックス議会運営委員会、令和4年、8月26日開催、資料3議案概要を御準備ください。今回の提出案件は、1ページの表紙にございますように、報告6件、議案21件、諮問1件、認定3件、合わせて31件でございます。2ページ、3ページをお願いいたします。提出案件の一覧でございます。報告といたしまして、専決処分1件、法人の経営状況3件、健全化判断比率等2件、議案といたしまして、条例4件、補正予算先議案件1件、補正予算6件、契約・財産の取得8件、市道の認定等1件、最終日に提出いたします人事1件、諮問といたしまして、最終日に提出いたします人事1件、認定といたしまして、決算3件、合計31件について、御承認等をお願いするものでございます。4ページをお願いします。専決処分1件につきまして、御説明申し上げます。報告第18号 道路管理瑕疵による物損事故の和解につきましては、相手方が、白鳥町地内の市道1級13号線を走行中、対向車を避けようと路肩に寄った際に、境界杭と接触し、車両

の一部が破損した損害に対する和解であり、和解成立日に専決処分を行ったものでございます。地方自治法第180条の規定により報告するものでございます。次に、法人の経営状況でございます。報告第19号から第21号につきましては、資本金等を2分の1以上出資している法人については、地方自治法の規定により、経営状況を報告することになっていることから、一般財団法人産業文化事業団、一般財団法人農業公社及び株式会社ラクスマリーナの令和3年度の経営状況について報告するものであり、主な事業の概要及び決算状況については、5ページに記載のとおりとなっておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。続きまして、健全化判断比率等の報告についてでございます。報告第22号につきましては、令和3年度決算に基づく健全化判断比率について、報告第23号につきましては、同じく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、報告させていただくものでございます。なお、各比率におきましては、国が定める早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、指標上、財政の健全化は維持されております。また、各会計におきまして、資金不足も生じておりません。報告については、以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、条例について、説明をお願いします。

○川村市長公室長 6ページをお願いいたします。議案の説明をさせていただきます。まず、条例4件について御説明いたします。議案第49号土浦市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告に基づく育児休業等の制度の見直しで、非常勤職員の育児休業等の取得要件及び取得回数制限等の緩和、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する改正であり、令和4年10月1日から施行するものでございます。7ページをお願いします。議案第50号土浦市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴う改正で、住宅ローン控除の控除期間の延長に伴う改正や、上場株式の配当所得等について、所得税と住民税の課税方式を一致させる改正、個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備及び、引用する法律の条項ズレの整理などであり、施行期日については、それぞれ記載のとおりでございます。議案第51号土浦市手数料条例の一部改正につきましては、建築基準法等の改正に伴う改正で、長期優良住宅認定制度において、既存住宅であっても基準に適合していれば認定を受けることができる仕組みの創設の外、引用する法律の条項ズレの整理などを行うもので、令和4年10月1日から施行するものでございます。議案第52号土浦市建築基準条例の一部改正につきましては、建築基準法の改正に伴う改正で、引用する法律の条項ズレの整理の外、自動車車庫及び自動車修理工場の構造等に関する規定について、茨城県建築基準条例に合わせる改正であり、令和5年1月1日から施行するものでございます。引用条項の整理については、公布の日から施行するものです。条例の改正については以上でございます。よろしく願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、補正予算先議議案及び補正予算について、説明をお願いします。

○川村市長公室長 8ページをお願いします。次に、補正予算でございます。議案第53号令和4年度一般会計補正予算第5回は先議案件でございます。一般会計歳入歳出予算を御覧ください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ、5億4,160万7,000円を追加し、総額を545億2,390万7,000円とするものでございます。具体的な内容につきましては補正予算概要を御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費には項目が2つございます。一つ目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、本年秋以降に開始予定となっている、オミクロン株対応ワクチン接種の体制を確保するため、予防接種システム改修やワクチン輸送委託料、人材派遣委託料等の計上で、全額国の負担となることから、財源に同額を計上するものです。二つ目の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、オミクロン株対応ワクチン接種を実施するための集団接種及び個別接種に要する費用の計上で、全額国の負担となることから財源に同額を計上するものです。現在の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の実施期間は、令和4年9月30日までとなっていることから、今回の補正予算では、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの費用を計上するものです。国からの通知によると、各自治体においては、今後、オミクロン株対応ワクチン接種が予防接種法に位置付けられることになった場合に備え、接種券や会場の手配等、準備を進めることとされたことから、速やかに開始できるよう先議をお願いするものでございます。9ページをお願いします。

次に、補正予算でございます。議案第54号から59号は、令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算でございます。予算総括表を御覧ください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ、一般会計で31億5,025万6,000円、特別会計に3億2,793万9,000円、合計で34億7,819万5,000円を追加し、総額を994億5,210万2,000円とするものでございます。まず、一般会計の補正予算につきましては、一般会計歳入歳出予算を御覧ください。歳入歳出それぞれ31億5,025万6,000円を追加し、総額を576億7,416万3,000円とするものでございます。具体的な内容は、10ページ以降の概要を御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費には項目が2つございますが、1点目の人事管理事業及び2点目の職員給与計算事業は関連がありますので、併せて説明させていただきます。地方公務員等共済組合法の令和4年10月改正により、会計年度任用職員が共済組合に加入することになったため、2款総務費の一般管理費に計上していた共済組合保険料を適正な支出科目、総務費及び教育費に配分するものです。2点目の職員給与計算事業から1点目の人事管理事業及び9款教育費へ振分けるものです。なお、1点目の人事管理事業は、雇用保険料率の増による事業者負担の不足分についても計上するものです。23目財政調整基金費、財政調整基金につきましては、地方財政法の規定により、決算剰余金については、その2分の1を下らない額を積立又は繰上げ償還しなければならないとされております。令和3年度の決算剰余金のうち、令和4年度予算編成にあたり、一般財源不足を補填するため財政調整基金から10億円を取崩していることから、同額を積立てるものでございます。24目公共施設等総合管理基金費、公共施設等総合管理基金は、令和3年度の

決算剰余金から先ほどの財政調整基金への積立額、9月補正予算への充当額を差し引いた残額の半額を、老朽化した公共施設等の改修・更新に備えるため、公共施設等総合管理基金に積立てるものがございます。3款民生費、1項社会福祉費、10目非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し支給した、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金に係る、令和3年度事業の精算に伴う国庫補助金の返還金の計上でございます。2項児童福祉費、2目児童福祉対策費、結婚新生活支援事業は、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新生活のスタートに係る費用を補助し、婚姻数の増加と転入促進を図る事業において、申請者の増に伴う増額補正でございます。財源として国庫補助2分の1を計上するものです。3目児童手当費、低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給事業及び4目母子父子福祉費、低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給事業は、同じ事業でございます。国が実施している低所得の子育て世帯に対する給付金支給事業について、茨城県が独自に児童一人当たり5万円を上乗せ支給することになったことに伴う増額補正でございます。3目がひとり親以外世帯分、4目がひとり親世帯分で、全額県の補助があることから財源として同額を計上するものです。5目保育所費、公立保育所民間活力導入事業は、今後、民営化を図る予定の霞ヶ岡保育所について、当初の予定では、令和5年度から本格的に取り組む予定でしたが、現在の立地場所等の状況を踏まえると、近隣エリアへの整備も考慮する必要があり、場所の選定・確保に時間を要することが想定されることから、着手スケジュールを前倒しすることに伴う増額補正です。13目放課後児童費、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業は、放課後児童クラブ支援員等に対し、収入を3パーセント程度引き上げる処遇改善を図るための補助事業において、所要額に不足が生じたことから増額計上するものです。全額国の補助があることから、財源として同額を計上するものです。14目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、0歳から18歳の子どもを養育する世帯に対し児童1人につき10万円を支給した、臨時特例交付金に係る、令和3年度事業の精算に伴う国庫補助金の返還金の計上です。11ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、5目健康増進事業費、健康増進事業は、女性のためのがん対策推進事業における、リーフレット作成などの啓発事業が、令和4年度茨城県がん予防促進事業費補助金の対象となったことから、歳入に充当する財源更生でございます。6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費わくわく茨城生活実現事業は、東京圏から本市に移住し、新たに就業、起業、テレワーク等を行う者に対し移住支援金を交付する事業において、該当者の増に伴う増額計上でございます。なお、当初予算では、財源として、国の補助が2分の1、県補助が4分の1としておりましたが、国負担分を県が受け入れ、県補助金として交付されることが判明したことから、既存予算の財源更生を合わせて行うものです。8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、常備消防警防救急事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、消防本部備蓄分の感染防止資機材の使用量が増加していることから、備蓄分確保のための費用の計上です。財源として、企業版ふるさと納税の寄付金を充当するものです。9款教育費、1項教育総務費には項目が2つござい

ます。1点目の教育一般管理費は、令和3年度の決算剰余金から、財政調整基金への積立額、9月補正予算への充当額を差し引いた残額の半額を、学校施設の長寿命化計画に基づく更新等に備えるため、市立学校施設整備基金へ積立てるものです。2点目の、職員給与計算事業は、地方公務員等共済組合法の令和4年10月改正により、会計年度任用職員が共済組合に加入することになったため、2款総務費の一般管理費に計上していた共済組合保険料を適正な支出科目に配分するものです。2項小学校費、1目学校管理費には項目が2つございます。1点目の、小学校プール施設修繕事業は、令和2年度及び3年度については、コロナ禍によりプールを使用しておりませんでした。令和5年度のプール学習再開に向けて、不具合が出ている小学校のプール施設の改修費用の計上でございます。2点目の小学校保健特別対策事業は、学校教育活動の着実な継続のため、児童生徒・教職員等の感染症対策に必要な物品の購入費用の計上で、財源として、国庫補助2分の1を計上するものです。2目教育振興GIGAスクール構想推進事業は、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の活用が始まっている中、学校によっては、校内ネット環境下における多台数の同時接続時にインターネット通信が繋がりにくい場面があり、ネットサービス事業者の変更や接続方式、無線LANアクセスポイントの設定状況の検証などの対応を図っているが、特に大規模校では、複数学年の同時使用が可能な環境が実現できていないことから、専門事業者によるネットワーク環境の調査を行う費用の計上です。国庫補助があることから財源として、2分の1を計上するものです。3項中学校費、1目学校管理費には項目が2つございます。1点目の中学校プール施設修繕事業は、令和5年度のプール学習再開に向けて、不具合が出ている中学校のプール施設の改修費用の計上でございます。2点目の中学校保健特別対策事業は、中学校における、生徒・教職員等の感染症対策に必要な物品の購入費用の計上で、財源として、国庫補助2分の1を計上するものです。2目教育振興費、GIGAスクール構想推進事業は、中学校においても、校内ネット環境下において、複数学年の同時使用が可能な環境が実現できていないことから、専門事業者によるネットワーク環境の調査を行う費用の計上です。4項社会教育費、1目社会教育総務費、新たな体験活動プログラムモデル事業は、茨城県からの委託事業として、モデル事業を実施するための費用の計上です。具体的には、地域の様々な教育資源を活用し、主体的・対話的で深い学びの視点に立った、宿泊を伴う課題解決型の体験活動プログラムを実践するもので、本市においては、都和南小学校及び菅谷小学校が指定されております。全額、県からの委託金があることから、財源として同額を計上しております。5項保健体育費、5目学校給食費、土浦市立学校給食センター管理運営事業は、国際的な原材料価格高騰やコロナ禍による物価高騰が続いており、給食の食材費も値上がりが続いている中、物価上昇分の賄材料費を公費負担することで、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食を提供するとともに、保護者の負担を軽減するための費用の計上です。12ページをお願いします。続きまして、特別会計でございます。いずれも、令和3年度決算剰余金の処分等に関する補正でございます。駐車場事業特別会計は、令和3年度決算剰余金の駐車場財政調整基金への積立、国民健康保険特別会計は、令和3年度決算剰余金の国民健康保険財政調整基金

への積立て、後期高齢者医療特別会計は、令和3年度決算剰余金の一般会計への繰出し、介護保険特別会計は、令和3年度決算剰余金の、国県支出金や一般会計からの繰入金などの精算及び介護給付費準備基金への積立て、農業集落排水事業特別会計は、令和3年度決算剰余金を一般会計へ繰出しするための費用の計上です。補正予算については、以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

○篠塚委員 まず新型コロナワクチンについてお伺いします。今までのワクチン接種体制を来年3月まで維持する為の予算と、もう一つ新型コロナワクチンオミクロン株対応ワクチン接種体制を整える為の予算だという説明だったんですが、3回目4回目ワクチン接種の方が来年3月まで延ばしますよというのと、新たにオミクロン株対応は案内を出したり、接種ができるよと説明を出したりする体制を組むということによろしいでしょうか。

○川村市長公室長 おっしゃるとおりでございます。オミクロン株につきましてはまだ正式にいつ始まるということも決まっておりませんが、秋頃始まるだろうと言われておりますので、それに向けて啓発関係、収支関係、あるいはシステム関係ですねそういった準備をしておくというものでございます。

○篠塚委員 もう1点。人件費について何ですが、平均時給が上がるということで、この社会保険等に加入する為の予算は組んだんですが、非常勤職員の値上げ分というのはまだ含んでいないということでよろしいでしょうか。検討していないということなのかな。最低賃金は守っているということでよろしいですかね。

○川村市長公室長 例年人件費の補正については12月の議会でまとめて行っておりますが、今おっしゃいました会計年度任用職員等の賃金につきましては、まだ決まっていないといえますか、確定してなく、私どもも聞いてございません。

○海老原委員長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、契約・財産の取得、以下認定までについて説明をお願いします。

○川村市長公室長 13ページをお願いいたします。契約・財産の取得についてでございます。予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負契約、予定価格2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ、売払いにつきましては、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例」に基づき、議会の議決が必要となることから提出するものです。議案第60号認定こども園土浦幼稚園整備工事請負契約の締結については、建築主体工事等整備工事について、一般競争入札により、株式会社折本工業と4億2,240万円での契約の締結でございます。14ページをお願いします。議案第61号土浦第四中学校校舎棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結については、耐震改修工事等建築主体工事について、一般競争入札により、郡司建設株式会社と5億1,810万円での契約の締結でございます。議案第62号新治運動公園多目的グラウンド人工芝整備工事請負契約の締結については、グラウンド・コート用舗装工等整備工事について、一般競争入札により、日東エンジニアリング株式会社と3億4,143万1,2

00円での契約の締結でございます。15ページをお願いします。議案第63号博物館空調他機械設備改修工事請負契約の締結については、空気調和設備工事等改修工事について、一般競争入札により、ファシリオ・東プラ特定建設工事共同企業体と2億1,384万9,900円での契約の締結でございます。議案第64号博物館空調他電気設備改修工事請負契約の締結については、受変電設備工事等改修工事について、一般競争入札により、吉原電機工業株式会社と1億5,796万円での契約の締結でございます。16ページをお願いします。議案第65号財産の取得、GIGAスクール端末購入については、児童用及び予備機用端末の購入について、一般競争入札により、NTTコミュニケーションズ株式会社と3,034万9,000円で、議案第66号財産の取得、GIGAスクール端末購入については、指導者用端末の購入について、一般競争入札により、NTTコミュニケーションズ株式会社と1,674万3,100円で、議案第67号財産の取得、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入については、総務省の緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用した、災害対応特殊水槽付消防ポンプ車両の購入について、指名競争入札により、日本機械工業株式会社と6,832万1,000円で、いずれも売買契約による財産の取得について、議会の議決をお願いするものでございます。17ページをお願いします。議案第68号指導の路線の認定につきましては、中村南4丁目地内において、8号線は道路用地の寄付に伴う認定、9号線は民間会社の開発に伴う認定でございます。18ページをお願いします。決算については、3件でございます。認定第1号令和3年度土浦市歳入歳出決算の認定につきましては、一般会計において、令和2年度と比較すると大きな減となっておりますが、これは、令和2年度に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、1人当たり10万円が支給された、特別定額給付金の影響によるものでございます。認定第2号は、令和3年度下水道事業会計決算の認定について、認定第3号は、令和3年度水道事業会計決算の認定についてでございます。19ページをお願いします。最終日に追加提出いたします、人事案件及び諮問1件を予定しております。議案第69号土浦市教育委員会教育長の任命の同意については、現教育長の任期が、前任者の残任期間である、本年9月30日までとなっていることから、任命の同意をお願いするものでございます。諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、委員10名のうち、1名が、本年12月31日に任期満了となることから、委員を推薦するに当たり、議会の御意見を伺うものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 以上で、上程される議案等の説明は終わりました。その他、執行部から何かありますか。

○東郷副市長 ございません。

○海老原委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

<執行部 退席>

○海老原委員長 次に、請願・陳情についての協議に移ります。事務局から説明願いま

す。

○**天貝事務局次長** 提出期限まであと1週間ありますが、これまでに提出されましたのは請願1件でございます。受理番号8教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願です。提出者は茨城県教職員組合執行委員長のほか署名が403名分ございました。紹介議員は勝田議員でございます。下のページ番号で3ページの請願趣旨と4ページの意見書案の請願事項を要約しますと、請願事項として一つが、昨年度改正義務標準法が施行され小学校の学級編成標準が段階的に35人学級に引き下げられました。については小学校だけに留まらず中学校での35人学級の早期実施と、更なる少人数学級の検討をすること。2点目が豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。3点目が、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であることから、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること、でございます。付託する委員会について御協議をお願いいたします。

○**篠塚委員** 文教厚生委員会ですよろしいかと思えます。

○**海老原委員長** では受理番号8の付託先は文教厚生委員会ということで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**海老原委員長** 御異議なしと認め、ただ今のとおりといたします。次に、生産資材高騰対策にかかる緊急要請について、事務局から説明願います。

○**天貝事務局次長** 資料5をお願いします。水郷筑波農業協同組合から提出されました要請書でございます。提出日は8月18日です。2ページの趣旨について朗読をさせていただきます。タイトルが生産資材高対策にかかる緊急要請。原油価格の高騰や物流費上昇などに伴う農業生産資材の高騰等により生産コストは確実に上昇し、米や野菜価格の全般的な低迷と相まって、農業所得手取りは、現状、大幅に減少しております。加えて、米や野菜価格は需給バランスにより市場決定される傾向にあり、コストの増加を価格に転嫁しにくい状況にあります。今後、このような状況がさらに続くと農業経営に多大な影響を及ぼし、更には農家の生産意欲の減退が懸念されるなど、極めて深刻な状況にあります。食料や資源の多くを海外に依存するわが国の食料安定供給リスクが顕在化するなか、食料安全保障の強化に向けて、営農継続経営安定のために喫緊の課題である生産資材高騰への万全な対策が必要であります。つきましては、農業者がこの危機を乗り越え、消費者に安全・安心な食料を安定的に供給できるよう下記の事項の実現を要請します。1. 地方創生臨時交付金を活用した支援策の上乗せ。国による緊急支援、肥料価格高騰対策事業が措置されましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した自治体による創意工夫ある支援の上乗せをお願いします。なお、市長にも同じ内容の要請がなされております。先例では全協にコピーを配布することとなっておりますので、御協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、御意見等はございますか。

○篠塚委員 全協で配布でよろしいと思いますが、資料でお伺いしたいんですけど、最後に●●●という表記があるんですけど、この資料は参考資料として●●●が出した資料を添付したんですかね。

○天貝事務局次長 こちらでは詳細は分かりかねますけど、組合長が議長と面会なされた時に、こちらも参考資料ということで提出されたものです。

○篠塚委員 参考資料と明記しておくか、●●●というのを消しておいた方がよろしいかと思います。

○天貝事務局次長 それでは要請書とこの参考資料は分けて全協の時は配布させていただきたいと思います。

○下村委員 ここに●●●とはいつていること自体間違っていると思います。それをJAの方にお伝えいただきたいと思います。

○海老原委員長 ここだけ削って出すことはできる。

○天貝事務局次長 あくまで参考資料ですので要請書のみを全協で配布ということでしょうか。

○海老原委員長 要請書のみを全協で配布ということでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 要請書のみ全協で配布とさせていただきます次に、各種委員会等委員の選出について、御協議をお願いします。事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 各種委員会委員の選出についてを御覧ください。土浦市民生委員推薦会委員につきましては、選出すべき人数は2名で、従来の選出方法は文教厚生委員会から2名でございます。選出方法につきまして御協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、御意見等はございますか。

○篠塚委員 従来どおりでよろしいかと思います。

○海老原委員長 皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは、従来どおりの選出方法といたします。つづいて、協議事項3 TX土浦延伸の誘致に関する調査特別委員会の旅費について協議をお願いします。事務局より説明願います。

○天貝事務局次長 本年第2回定例会において設置されましたTX土浦延伸の誘致に関する調査特別委員会の旅費を計上するものでございます。資料は6でございます。令和4年度の予算書の議会費の抜粋になります。8節旅費の予算額は676万2,000円を計上しておりまして、これ以上の内訳の記載はございませんが、金額の積算の根拠としては、議長会関係の旅費。それから常任委員会、議会運営委員会、広報広聴委員会の旅費のほか、本会議や委員会に出席した際に支払われる費用弁償が計上されておりまして、その内、常任委員会の旅費は一人当たり12万円でございます。また、過去に設置された特別委員会の旅費の金額を調べたところ、12万円という金額が多いという実績がございますので、TX特別委員会の旅費につきましても一人当たり12万円を計上す

るものでございます。御協議をお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、事務局説明のとおりTX特別委員会については旅費を12万円といたします。次に、協議事項4オンラインによる委員会開催について、協議をお願いします。事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 オンラインによる委員会開催につきまして、今一度これまでの経緯を簡単に御説明いたします。きっかけとなったのは取手市議会から本会議のオンライン開催に係る意見書を国に提出するよう要請があったものでございます。その後、昨年11月19日の議運において本市議会の委員会におけるオンライン開催の導入を積極的に行おうということとなり、令和5年の改選後から行えるよう条例等の改正ができるよう検討を進めることとなっております。その後、取手市議会からの要請である意見書につきましては本年3月の議運で、オンライン開催の条件に感染症のまん延や大規模災害時のほかに育児や介護等も含めるべきとの御意見があり、条件の一本化に至りませんでした。この意見書については全会一致でなければ提出すべきでないとの意見から提出しないこととなった経緯がございます。本日は本市議会の委員会のオンライン開催に向けて協議するに当たって、まずはオンラインでの開催条件について御協議をお願いするものです。まずはじめに国や全国市議会議長会の考え方について御説明いたします。1番が総務省の通知を抜粋したもので、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から参集が困難な場合に、映像と音声の送受信、いわゆるオンラインの方法を活用し委員会を開催することは差支えないと考えられるとされました。しかし、条件が付されており、議員の本人確認や自由な意思表示の確保、情報セキュリティー対策を講じることが記されております。続いて2番、これを受けまして、全国市議会議長会においても検討がなされました。それによりますと、オンライン委員会の開催は新型コロナウイルス感染症の感染拡大が契機で、あくまでも例外的なものであり、地方自治法改正によるものではないことから、全国議長会が定める標準の委員会条例や会議規則の改正は見送り、仮に条例を改正する場合にどう改正するのが適当か参考条例を示すに留まりました。しかしながら今後、自治法が改正されたときは改めて標準の改正について議論が行われるだろうとされました。この標準について少し御説明いたします。各自治体の議会に関する条例等にその時勢に合った改正が必要となった時は、全国の都道府県議会議長会、市議会議長会、町村議会議長会が共同で総務省などと検討を行い、標準的な改正案を作成し各自治体の議会に通知します。これが標準委員会条例であり、標準会議規則なるものでございます。その通知を受けて各自治体の議会はそれぞれの判断でその自治体に合った改正を行うもので、通知があればほとんどの自治体で改正を行っているものと考えられます。今回示されたのは標準の条例改正案等ではなく、あくまでも参考の改正案となります。資料に戻りまして、2の議長会が示した参考条例における委員会の開催方法の特例とは、記載の通り重大な感染症のまん延、又は災害の発生により参集が困難なときと限定しております。なお、これに対するQ&Aとして出産、育児、疾病などを規程していない理

由についての回答が、総務省が人が集まることが困難な例外的・緊急的場面を基本としたことから出産・育児・疾病等を対象に加えることは見送ったというもので、それでもなお各市議会においてこれらを対象にすべきと判断すれば規程することは可能と考えることとされ、判断は各市議会に委ねられております。一方で先行してオンラインで委員会を開催している取手市の委員会条例はといたしますと1号で災害の発生、感染症のまん延等、止むを得ない理由の場合、また2号で公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由とされており、条件の間口がかなり広がっております。そして、一番下の2項においてオンラインによる出席を希望する委員は委員長の許可を得なければならないとされており、場合によっては委員長が難しい判断をすることも想定されます。オンライン開催の条件を感染症のまん延や災害の発生に限定しますと、実際に開催されるケースはほとんど無いものと考えられますが、もし取手市のように様々な場合でのオンライン参加を認めることとなりますと、オンライン開催の頻度が高くなっていくことが想定されますので、もう一度オンラインでの委員会開催のイメージを共有した上で協議をしていただくために取手市議会の委員会の様子を改めて御説明いたします。次ページは委員会室の様子を写真に収めたもので、右上の図のように①と②の写真がくっついているものと考えてください。委員長が上の写真の右手前で議事進行を行っており複数の端末を使用しています。その隣に担当書記が議事進行の補佐をしています。また書記の後ろで事務局職員がズームの画面から消えてしまった委員の対応等に当たっております。自宅から出席することが難しい委員は委員長の向い側に参集して参加されております。写真の左側のスクリーンにはズームの画面を写し執行部はこれを見ながら各委員からの質問に回答しております。奥側には執行部の様子を撮影するウェブカメラがあります。下の写真は、一番手前は説明者の席、その後ろが執行部の席、その後ろが傍聴者席になります。次のページが実際のズームの画面になり、下の画面は採決の様子です。次の5ページに必要な機材を列挙しました。委員会での審査はズームの画面を見ながら行うこととなりますので、それぞれズーム用のパソコンと資料閲覧用のパソコンが必要となりますので、委員長用と事務局用のパソコンだけでも追加で4台必要となります。その他プロジェクターやスクリーン、ウェブカメラ等が必要となります。また、記載はありませんが、オンラインで出席する委員もズーム用と資料用の端末2台必要と考えます。5番の課題です。①が機器に関する事で、ハウリングへの対応や停電した場合、通信インフラが遮断した場合、それから各委員の自宅等の通信環境が挙げられます。また、議事に関することとしまして、オンラインで出席している議員が通信の関係でズームから消えてしまうことが、取手でもしばしば起きておりました。その場合は議事進行が遅れることがあります。2点目が意思決定の確実性で、オンラインで出席している委員の部屋に第三者がいて影響力を行使しているなども考えられます。それから秘密会にする場合にオンラインで出席している側が秘密になっているか確認できない点が挙げられます。6ページ以降は本市議会の委員会室で行う場合のレイアウトです。第1委員会室で行う場合は部屋が広いので議員側が執行部席に近づいて執行部席からスクリーンを見やすくすれば行えると考えます。他の委員会室では御覧の

配置で開催可能と考えますが、機材の関係やサポートする事務局職員の人員の関係もありますので、同時開催は困難と考えますので、一つの委員会室に機材を固定して行うのが現実的だろうと考えます。この様な委員会運営が行われることをイメージされた上で、オンライン開催を認める場合の条件を、総務省の通達のとおり感染症まん延等により参集が困難な場合に絞るのか、若しくは出産・育児・疾病等も加えるのか御協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、御意見等はございますか。

○下村委員 オンライン云々の対象が一番最初の全国市議会議長会のQ&Aでオンライン対象に出産育児疾病を想定しない理由はとありますけど、その前に災害と感染症のまん延。これだけでもオンラインになる可能性はありますよね。これ執行部もこれないわけですよ。全員が集まれるか集まれないかという。災害と重大な感染症のまん延だけでもオンラインにしなければならないと感ずるので、出産とかという所まで踏み込まなくても良いのかなと私は感じております。

○海老原委員長 これは来年の4月までにはということかな。

○天貝事務局次長 議運の中で改選後から行えるように条例整備を今期中にやってみようというような決定がなされましたので、それを目指して御協議いただくということでございます。

○篠塚委員 このオンライン会議の基本的な考えの一つとして、参集しなくても会議ができるようにするかどうかというのが大きな一つあると思うんですが、議会は言論の府ということで皆さん参集して議論を交わしてやっていくというのが当然のことかと思いますが、ただしそれが参集できない場合のオンライン会議という捉え方か、それともいつでもどこでも会議をしてやっていくのが当然だということか捉えるのかでだいぶ変わってくるのかと思いますが、その辺のところでは守秘義務とかが出てきますけど、その辺の所も今の環境で整っているのかどうか考えてやっていかないと。一人歩きしてやっていくと難しいところもあるので。基本的には私の考えでは参集して、集まって、議論して決定していくというのが基本だと思います。ただいろんな事故があったりする場合もあるので、それを想定した場合のオンライン会議というところがあるかだと思います。内容については、通常の本会議とか、委員会だとか、執行部だとかが集まる場合と。委員会内部の議員間内の情報交換といろいろ分かれるかと思うので、委員内の情報交換であればオンラインでどんどん進めてよろしいかと思いますが、そんな観点で進めていけばよろしいか。全国市議会を出しているのが一番良いのかなと。条例を変更するのは。そのあとに考えていって徐々にしていけば良いのかなと思います。

○今野委員 賛成です。

○海老原委員長 それではですね、今日の段階ではオンライン会議を進めていくという前提で、オンライン会議を開催する場面としては感染症や災害時のみということを前提に改選からできるような進め方をしていくということで。

○篠塚委員 どうしても集まれないというのを大前提に。取手市さんの方に括弧3で2号に挙げられるもののほか、委員長が必要と認める場合とあるんですが、これが委員長

なのか、議長なのか。これは本来議長だと思うんですけど、その辺も含めて項目に入れていけば条例等は良いのかと思いますので、その辺を整理をして条例化していくと。それと今度は設備を整えなくてはならないので、その辺の話をなんですけど、これ全部の部屋を整えるとかなりの金額になって運営も大変になるので、とりあえず一部屋そういう設備を整えられるようにするのと、このオンライン会議を体験しなければならないので、各委員会でテストケースでやられたと思うんですけど、それをもっと進めていただいてオンライン会議というものを体験していただいて、その中でいろいろ改善していただいていくというのがよろしいかと思います。

○海老原委員長 これ予算要求まで関わってくるのかな。

○天貝事務局次長 今設備の方につきましては、先ほど申しあげましたように端末がもう少し必要だろうということがあります。あとオンラインで参加する委員の方々も2台にするのかとか、御自身のパソコンを使うのかとかいろいろございますので詰めなくてはならないものがありますけど、感染症の時に限るだとか、災害時に限るだとか絞りますと、常に行われることはないかと考えております。そういった場合は執行部の方で1セットは設備がございますので、それを活用することも考えられますけど、感染症の時は執行部もそれを活用することも考えられますので、その辺は検討させていただければと思います。

○海老原委員長 ということは、今日は議運でどこら辺まで決めれば良いのかなと。

○天貝事務局次長 本日条件を決めていただいて、改選後からやるんだよということ決定していただければ、それに伴って必要であれば予算要求をしていくということになります。あとは条件さえ決まっていけば改正を行っていきますので、また議運に凶っていくことになります。

○海老原委員長 ただ今事務局より説明がありましたが、条件だけ決めて。来年の改選までという前提で、オンラインによる委員会を可能とするということによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○篠塚委員 設備に関しては執行部と議会は別々に整えておかないと実際にやる時にできなくなる可能性があるのでは。議会で独自に設備を整えるという考えでよろしいかと思えます。

○海老原委員長 その点については事務局で検討してください。

○天貝事務局次長 そのように決定していただければこちらも要求はしていきたいと思えます。

○下村委員 今篠塚委員のお話のとおり、総務省でもこういうことでオンラインでもやって良いですよと開催方法についても連絡してきているし、全国市議会議長会でもこういうことなんだよと説明しているけど、繰り返しますけど重大な感染症や災害時は、当然我々議会側も執行部側も同じでオンライン会議を開かなくてはならない時がくると思うんですけどね。そのためには当然委員会開催もOKですよと言うのを決めておかななくてはならないし、どういう事態になるか分からないけど、機器がないとできないわけだか

ら当然合わせて決めとかなくてはいけないと感じておりますのでよろしくお願いいたします。

○海老原委員長 確認ですが、議会の方の機材も用意するような方向で検討してください。大枠については感染症と災害時のみという前提で、条例の文章も含めて進めていただくということでよろしいですか。

○天貝事務局次長 今お話があったように条例の整備、機器に関する予算の要求を並行して進めたいと思います。あと本日そのように決定いたしましたので、次の全協で委員長からその進捗状況について報告をしていただいた方がよろしいかと思えます。

○海老原委員長 事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 その他何かありますか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 ありません。

○海老原委員長 それでは、本日の資料で各議員に非公表とするものはありますか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 ありません。

○海老原委員長 では全ての資料を公表といたします。それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。